

教育子ども委員会 説明資料

次期「名古屋市子どもに関する
総合計画」(案)について

令和元年12月4日

子ども青少年局

目 次

	ページ
1 次期計画の策定	1
2 これまでの経過	1
(1) 検討経過	1
(2) なごや子ども・子育て支援協議会 委員名簿	2
3 名古屋市子どもに関する総合計画（案）の概要	4
(1) 計画策定の考え方	4
(2) めざす姿	5
(3) 現状と課題	6
(4) 施策・事業	9
(5) 子ども・子育て支援事業計画	26
4 今後のスケジュール	31

(別添)

- なごや子ども・子育てわくわくプラン2024
 名古屋市子どもに関する総合計画（案） 別添1
- 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方
 答申概要 別添2
- 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方
 答申 別添3

1 次期計画の策定

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」及び「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間（平成27年度から平成31年度まで）が終了することから、両計画を一体化し、令和2年度を計画始期とする次期「子どもに関する総合計画」を策定する。

2 これまでの経過

(1) 検討経過

時 期	主 な 事 項
平成 29 年度	なごや子ども・子育て支援協議会に次期計画準備・調査部会を設置 (6月) なごや子ども・子育て支援協議会における審議 ・なごや子ども・子育て支援協議会 (6月～2月 3回開催) ・次期計画準備・調査部会 (8月～1月 3回開催) 次世代育成支援対策等推進会議 (8月)
平成 30 年度	なごや子ども・子育て支援協議会に計画策定にかかる4部会を設置 (4月) なごや子ども・子育て支援協議会における審議 ・なごや子ども・子育て支援協議会 (6月～2月 3回開催) ・計画策定にかかる4部会 (4月～12月 各3回開催) 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 (7月) 市民からの意見聴取 (7月～3月) ・子どもや保護者が集まるイベントでのアンケートの実施 ・事業利用者及び支援者等からのヒアリング調査の実施 ・子育て世代と若者が意見を出し合うグループインタビューの実施 ・子どもがテーマを決めて話し合うワークショップの実施 次世代育成支援対策等推進会議 (8月) なごや子ども・子育て支援協議会へ諮問 (2月) 「子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方について」

時 期	主 な 事 項
令和元年度	<p>なごや子ども・子育て支援協議会における審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なごや子ども・子育て支援協議会（6月～11月 2回開催） ・計画策定にかかる4部会（4月～5月 各1回開催） <p>諮問に対する答申の提出（6月） 「子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方 答申」</p> <p>次世代育成支援対策等推進会議（8月）</p>

(2) なごや子ども・子育て支援協議会 委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等
浅野 香代子	名古屋市子ども会連合会
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟
伊藤 一美	特定非営利活動法人子ども&まちネット
大曲 春菜	公募委員
小野 浩伸	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
門間 晶子	名古屋市立大学看護学部
金井 篤子（会長）	名古屋大学大学院教育発達科学研究科
近藤 明代	名古屋市地域女性団体連絡協議会
近藤 正春	桜花学園大学
齊藤 明広	名古屋市立高等学校PTA協議会
酒井 雅直	名古屋市保護区保護司会連絡協議会
佐藤 勇治	公益社団法人愛知県防犯協会連合会
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部
高江洲 真紀	名古屋市立小中学校PTA協議会
竹内 景子	愛知県弁護士会
竹内 秀明	名古屋商工会議所
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
東村 誠	愛知県経営者協会
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部
平井 誠敏	名古屋市児童養護連絡協議会

氏名	所属団体等
平石 賢二 (副会長)	名古屋大学大学院教育発達科学研究科
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
太箸 俊一	愛知県中小企業団体中央会
船津 静代	名古屋市教育委員会
堀場 光二	名古屋市区政協力委員議長協議会
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会
真野 寿雄	一般社団法人名古屋市医師会
三ツ井 健幸	愛知県警察本部生活安全部少年課
山口 洋子	名古屋人権擁護委員協議会
山田 友美	公募委員
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会
萬屋 育子	特定非営利活動法人CAPNA
若松 元知	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会

※令和元年12月1日現在委員（敬称略、五十音順）

3 名古屋市子どもに関する総合計画（案）の概要

(1) 計画策定の考え方

ア 策定の趣旨、位置づけ

- ・子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子ども条例第20条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する。
- ・子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する。

イ 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

ウ 計画の対象

すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会

エ 計画の基本的な視点

次の視点を踏まえて施策・事業を組み立てるとともに、施策の推進・事業の実施に際しても、この考え方を重視しながら進めていく。

- (ア) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
- (イ) 当事者参画の視点
- (ウ) さまざまな困難の予防、早期発見・早期対応の視点と、一人ひとりの発達に応じた支援の視点
- (エ) 支援を必要とする対象につながるための情報提供やアウトリーチの視点
- (オ) 名古屋市の資源や相談・支援ネットワークの活用・充実をはかる視点

(2) めざす姿

本市のめざすべき姿を「めざすまちの姿」として掲げるとともに、名古屋市で暮らす子ども、若者、子育て家庭とそれを支える社会それぞれの10、20年後における望ましいあり方を「めざす姿」として示し、その実現に向けて計画を推進する。

ア めざすまちの姿

- (ア) 子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち
- (イ) 子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち
- (ウ) 子どもの発達などを見据え、自立した大人への成長を支えるまち
- (エ) 子どもを生き育てることに喜びを感じられるまち

イ めざす姿

- (ア) 子ども
安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、物事を考え、意見を言うことができる子ども
- (イ) 若者
経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者
- (ウ) 子育て家庭
保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
- (エ) 社会
社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会

ウ 成果指標

本計画の計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間に、めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「平成30年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」及び「平成30年度市政アンケート」の結果を踏まえ、成果指標と5年後に達成すべき目標値をそれぞれ設定する。

(3) 現状と課題

現状から見える主な課題

ア 子どもの権利の保障

- ・子どもが大切にされ、愛され、信頼されていると感じられることで自分に自信を持ち、自分を好きだと思えるよう、子どもの意見が尊重され、子どもの思いが反映されるような取り組みを進めていくことが必要である。
- ・子どもの権利を守り生かすことに対する意識や文化を醸成し、社会全体に広く浸透させていくことが重要であるが、なごや子ども条例の認知度が低い状況にあることから、条例の趣旨を子どもにも大人にも広く周知していく必要がある。
- ・子どもたちが課題や困難に直面しても、夢や希望を持って将来に向かって生きる力を得ることができるよう、従前の手法にとらわれない新たな取り組みを推進していく必要がある。

イ 子どもの健やかな育ち

- ・安心して出産や子育てができる保健・医療サービスの充実が求められており、子どもが健康な生活を送れるよう、安心して医療や健診を受けられる環境を整えていくことが必要である。
- ・子どもの健やかな育ちのために、子どもたちの体力・運動能力の向上や望ましい食習慣の定着などに向けた取り組みを進めていく必要がある。
- ・地域のつながりが希薄化する中、すべての子どもが気軽に安心して学習や活動などを行える居場所を確保していくことが求められている。また、仕事と子育ての両立を支援するため、引き続き就労家庭の子どもの遊びや生活の場の確保を進めていくことも必要である。さまざまな関わりの中で多様な体験や学びができるよう、地域、学校、事業者が連携・協働して、交流の機会を充実させていくことがますます重要となっている。

ウ 子育ての不安感、負担感

- ・子育てに関する不安感、負担感は依然として大きく、その軽減に向けた支援を充実していくとともに、保護者が必要とする情報を適時適切に提供できる仕組みづくりを進めていく必要がある。地域の子育て支援のネットワークを強化し、支援を必要とする保護者を適切な機関へつないでいくことも大切である。
- ・行政による支援の充実に加え、子育て中の親が孤立することなく、地域の多様な担い手に支えられていると実感できる温かい社会の実現に向け、子ども・子育てを社会全体で大切にするという意識を醸成していくことが重要である。

エ 乳幼児期の教育・保育の量と質

- ・今後も、保護者の就労希望等を十分考慮しながら、待機児童対策を進めていく必要がある。保育ニーズに合わせ、休日保育や延長保育、病児・病後児デイケア事業など、さまざまな保育サービスを充実させていくことも必要である。
- ・乳幼児期の教育・保育について、量の確保とともに、質の確保・向上に向けた取り組みが求められている。

オ 社会的生活を円滑に送る上で困難を有する若者

- ・ひきこもりの状況にある若者や若年無業者等に対して、支援にかかる情報提供など支援につなぐための取り組みを進める必要がある。
- ・自立を希望する若者が社会と関わる意欲を回復し、社会的自立に必要なスキルや経験を身につけられるよう、企業、地域、行政が一体となって子ども・若者への支援をしていくことが求められている。
- ・困難を有する子ども・若者本人だけでなく、保護者や家族が将来の展望を持つことができるような支援を充実させていくことも重要である。

カ 児童虐待

- ・児童虐待の発生を予防する観点から、保健センターをはじめ、地域の子育て支援機関等が連携し、妊娠期からの切れ目のない養育の支援に取り組む必要がある。
- ・児童虐待の早期発見への取り組みの充実をはかるため、児童相談所と学校、幼稚園、保育所、配偶者暴力相談支援センター、医療機関、社会福祉事務所、保健センター等との連携をより一層強化していく必要がある。
- ・増加する児童虐待に迅速かつ的確に対応し、子どもやその家族への支援を行えるよう、児童相談所及び社会福祉事務所等の体制強化や専門性の充実が求められている。
- ・虐待を受けた子どもなどへの支援として、社会的養護はできる限り家庭的な環境で行われることが望ましく、質の高いケアが必要とされている。

キ 発達障害等への不安感

- ・早期発達支援のニーズの増加に伴い、地域療育センターの初診待機期間が長期化するなど、支援サービスの供給量が十分とは言えず、ニーズに応じた支援体制を整備する必要がある。
- ・子どもの発達に遅れや気になるところがあると感じている保護者が増えており、子ども・子育て支援施策も含めて発達支援の質を強化する取り組みが求められている。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関の連携体制の充実をはかる必要がある。

ク 子どもの貧困

- ・子どもの貧困に対し、社会全体で受け止め、取り組むべき課題であるという認識を高めるとともに、生活困窮状態にある家庭は複合的な課題を抱えているため、子どもや家庭の支援に関わる機関がそれぞれの立場や役割を理解し、相互に連携して対応する必要がある。
- ・ひとり親世帯は特に「相対的貧困率」が高く、また、家事と子育てと仕事の三役を一人で担わなければいけないという厳しい状況にあるため、ひとり親世帯等に対する取り組みの充実が求められている。
- ・生活困窮状態にある保護者や就労に対し困難を有する若者の社会的・経済的な自立に向け、就労支援や職業訓練などの施策を充実していくことが求められている。
- ・子どもがその環境にかかわらず、健やかに育っていけるよう、子どものライフステージに応じて切れ目なく包括的に支援を行う必要がある。

(4) 施策・事業

めざす姿の実現に向け、課題を解決していくための取り組みを20の施策として体系化し、各施策を推進する主な事業を掲載する。

ア 施策と施策を推進する事業数

施 策	事業数			
	新規	拡充	継続	合計
施策1 子どもの権利を守り生かすことへの支援	1	4	5	10
施策2 子どもの健康の支援		2	15	17
施策3 居場所と安全の支援		2	8	10
施策4 学びの支援	2	5	11	18
施策5 多様な交流と体験の支援	4	3	14	21
施策6 子ども・親総合支援	5	5	5	15
施策7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援		1	16	17
施策8 経済的負担の軽減	1		7	8
施策9 地域全体での子育て支援	1	2	9	12
施策10 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	1	1	15	17
施策11 多様な働き方に対応できる環境整備の促進	1		7	8
施策12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供		8	9	17
施策13 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	1		6	7
施策14 児童虐待等への対応		3	12	15
施策15 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	3	4	10	17
施策16 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応		1	4	5
施策17 社会的養育が必要な子どもへの支援		5		5
施策18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援	4	6	10	20
施策19 外国につながる子どもとその家庭への支援		1	9	10
施策20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	5	6	25	36
計画掲載事業数	21	47	161	229

※重複して掲載した事業があるため、施策ごとの事業数を足し合わせた数は、計画掲載事業数と一致しない。

イ 主な新規・拡充事業

子ども青少年局の新規・拡充事業について、以下に掲載する。

施策1 子どもの権利を守り生かすことへの支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
なごや子ども 条例の推進	【拡充】 なごや子ども条例の主旨や内容を わかりやすく説明したパンフレッ トなどによる啓発活動を実施	イベントにブー スを出展 3回 区役所が主催す るイベントにお ける啓発グッズ の配布	さまざまな機会 を捉えた啓発活 動による認知度 の向上 子どもの権利擁 護機関と連携し た広報・普及啓 発の実施
子どもの社会 参画の推進	【拡充】 子どもが、会議やイベントなどの 企画実施を通して、自分の意見を 表明し、他者の考えを認め、尊重 し合うことができる機会を提供	なごっちワーク ショップの開催 1回 なごっちサミッ トの開催 1回	子ども会議の設 置
子どもの権利 擁護機関の運 営 [再掲] 施策6	【新規】 子どもの権利を守る文化及び社会 の形成をめざし、子どもの最善の 利益を確保するため、子どもの権 利の侵害に対して、子どもや保護 者などからの相談・申し立てや、 自己の発意に基づき子どもの権利 の保障をはかる独立性が担保され た第三者機関を運営	— (令和2年1月 子どもの権利擁 護機関の設置)	運営 子どもの権利に 関する普及啓発

施策2 子どもの健康の支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
新生児乳児等訪問指導	<p>【拡充】</p> <p>健全な発育発達等の保健指導や支援のための新生児乳児家庭全戸訪問並びに母親の疾患、多胎児世帯等継続支援が必要な乳児及び妊婦への訪問を実施</p>	<p>新生児乳児訪問率</p> <p>98.6%</p> <p>延訪問者数</p> <p>▶新生児・乳児等 22,346人</p> <p>▶妊産婦 20,882人</p>	支援体制の拡充

施策3 居場所と安全の支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
留守家庭児童健全育成事業	<p>【拡充】</p> <p>地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成するとともに、児童館留守家庭児童クラブを実施</p>	<p>育成会 171か所</p> <p>児童館留守家庭児童クラブ 15か所</p>	育成会に対して、国の基準を基本に、必要に応じて市独自の助成を実施
トワイライトルーム [再掲] 施策5	<p>【拡充】</p> <p>遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールを基盤に、より生活に配慮した事業を一体的に実施</p>	<p>実施 47校</p> <p>▶延べ参加者数 673,352人</p> <p>▶1日1校あたり参加人数 49.2人</p> <p>▶参加申込率 52.5%</p> <p>▶選択事業登録数(17時以降の利用登録) 1,766人</p>	子育て家庭のニーズ等を踏まえ段階的にトワイライトスクールから移行

施策5 多様な交流と体験の支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
トワイライト ルーム [再掲] 施策3	【拡充】 遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールを基盤に、より生活に配慮した事業を一体的に実施	実施 47校 ▶延べ参加者数 673,352人 ▶1日1校あたり参加人数 49.2人 ▶参加申込率 52.5% ▶選択事業登録数(17時以降の利用登録) 1,766人	子育て家庭のニーズ等を踏まえ段階的にトワイライトスクールから移行

施策6 子ども・親総合支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
子どもの権利擁護機関の運営 [再掲] 施策1	【新規】 子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申し立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかる独立性が担保された第三者機関を運営	— (令和2年1月子どもの権利擁護機関の設置)	運営 子どもの権利に関する普及啓発
子どもライフキャリアサポート事業	【拡充】 小学生から高校生までの子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せる力を身につけることができるよう、学校においてキャリアの専門家が子どもや保護者からの相談に対応するとともに、将来について考えるための情報提供等を実施	モデル実施 ▶小学校 2校 ▶中学校 2校 ▶高校 2校	モデル事業の検証を踏まえて本格実施

事業名	事業概要	現況	計画目標
家庭訪問型相談支援事業	<p>【拡充】</p> <p>不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施</p>	<p>モデル実施</p> <p>▶家庭訪問支援 受付件数 222件</p>	<p>モデル事業の検証を踏まえて本格実施</p>
<p>ナゴヤ型若者の就労支援</p> <p>若者・企業リンクサポート事業</p> <p>[再掲] 施策 13、20</p>	<p>【新規】</p> <p>就労に対し困難を有する若者に対し、就職先に合わせて若者本人のスキルを向上させる就労支援のみならず、若者本人の特性等に合った企業をマッチングすることや、就職後も職場定着がはかれるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援</p>	<p>—</p> <p>(令和元年度開始)</p>	<p>実施</p>

施策 9 地域全体での子育て支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
子育て応援拠点事業	<p>【新規】</p> <p>支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげるため、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置</p>	<p>—</p> <p>(令和元年度 子育て応援拠点を4か所設置)</p>	<p>各区に1か所を目途に設置</p>
<p>エリア支援保育所事業</p> <p>[再掲] 施策 12</p>	<p>【拡充】</p> <p>公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所などが一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援</p>	<p>実施</p> <p>20か所</p>	<p>か所数増</p>

施策 12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業名	事業概要	現況	計画目標
保育所待機児童対策の取り組み推進	【拡充】 保育所や認定こども園、小規模保育事業等により、3歳未満児の保育サービス提供量の増をはかるなど、保育所待機児童対策の取り組みを推進	利用枠の拡充 1,972人 ▶民間保育所等の新設 23か所 ▶小規模保育事業所の設置 12か所	利用枠の拡充
エリア支援保育所事業 [再掲] 施策 9	【拡充】 公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所などが一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援	実施 20か所	か所数増
保育案内人の配置	【拡充】 保育所等に入所を希望する保護者に対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即してきめ細やかな支援を実施	設置 22か所 (4か所で 2名体制)	設置拡充 22か所 (22か所で 2名体制)
延長保育事業	【拡充】 保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間(11時間)を延長して、保育を行う事業を実施	実施 395か所 ▶利用人数 410,077人	か所数増
産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業	【拡充】 産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、入所を円滑にする事業を実施	実施 104か所 ▶利用人数 520人	か所数増

事業名	事業概要	現況	計画目標
病児・病後児 デイケア事業	【拡充】 病気または病気の回復期にあること から、集団保育が困難な子ども (生後6か月から小学生まで) を、保護者の勤務などの都合によ り家庭で育児ができないときに、 一時的に預かる事業を実施	実施 20か所 ▶利用人数 17,092人	か所数増
保育所保育指 針に基づく保 育の実践	【拡充】 保育所保育指針に基づき、保育の 質の向上等に資する取り組みを実 施	「保育をつな ぐ」、「名古屋市 保育ガイドライ ン」、「保育所危 機管理マニユア ル」等により、 保育の質の向上	実施

施策13 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
ナゴヤ型若者 の就労支援 若者・企業 リンクサポ ート事業 [再掲] 施策6、20	【新規】 就労に対し困難を有する若者に対 し、就職先に合わせて若者本人の スキルを向上させる就労支援のみ ならず、若者本人の特性等に合っ た企業をマッチングすることや、 就職後も職場定着がはかれるよ う、企業側へ働きづらさの解消に 向けた助言等を行うなど、若者と 企業の双方を支援	— (令和元年度開始)	実施

施策 14 児童虐待等への対応

事業名	事業概要	現況	計画目標
児童相談所体制の強化	<p>【拡充】 被虐待児や虐待をした親への十分な支援を実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司・児童心理司の増員や研修を通じて専門性の向上をはかるなど児童相談所体制を強化</p>	<p>児童福祉司 (兼務児童福祉司除く) 84人 児童心理司 25人 相談対応件数 7,486件 東部児童相談所の開設 研修の実施</p>	<p>児童相談所配置職員の拡充 設置体制の検討・対応 研修の充実</p>
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	<p>【拡充】 社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充</p>	<p>兼務児童福祉司 20人 児童虐待対応支援員 24人</p>	<p>子ども家庭総合支援拠点の実施</p>
配偶者からの暴力被害者とその子どもへの支援	<p>【拡充】 配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者から身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮するとともに関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施</p>	<p>相談件数 延べ8,542件 DV被害者支援庁内連絡会議 1回 DV対策関係機関連絡会議 1回 職務関係者研修 2回 児童虐待対応と女性福祉担当職員合同研修 1回</p>	<p>関係機関との連携強化</p>

施策 15 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施 [再掲] 施策 20	【拡充】 施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭への総合的な相談支援を実施	母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所 ひとり親家庭応援専門員の配置 12 区役所 相談件数 27,120 件	母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所 ひとり親家庭応援専門員を全区役所・支所に配置し、区役所窓口における相談体制の強化
母子家庭等自立支援センター事業 [再掲] 施策 20	【拡充】 ジョイナス、ナゴヤ（母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室）において、就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を実施するとともに、母子・父子福祉センターにおいて生活上の相談など電話相談や法律問題に対応する弁護士相談などを実施	就業支援講習会 ▶開催回数 60 回 ▶受講者数 533 人 ▶情報提供件数 6,610 件 電話相談 法律相談	実施 ジョイナス、ナゴヤにおける就業相談等の対象の拡充（父子） 区役所・支所における定例出張就業相談の実施
母子父子寡婦福祉資金の貸付 [再掲] 施策 20	【拡充】 生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付 1,703 件	実施 寡夫を貸付の対象とすることの検討
養育費・面会交流等に関するセミナー [再掲] 施策 20	【新規】 離婚前の父母を対象に含め、養育費・面会交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施	—	検討及び実施

事業名	事業概要	現況	計画目標
<p>子どもの学習や進学に関する新たな支援</p> <p>[再掲] 施策 20</p>	<p>【新規】</p> <p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本市の学習支援等のあり方について、大学などへの進学を希望する子どもたちへの新たな支援を含め検討</p>	—	検討
<p>ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業</p> <p>[再掲] 施策 20</p>	<p>【拡充】</p> <p>ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所（サードプレイス）を提供し、大人や異年齢の子どもたちとの関わりの中で自己肯定感を育む取り組みを実施</p>	<p>モデル実施 4か所</p>	モデル事業の検証を踏まえて本格実施
<p>社会体験機会の提供</p> <p>[再掲] 施策 20</p>	<p>【新規】</p> <p>ひとり親家庭の子どもを対象に職業体験会やライフプランについて講習会を実施</p>	—	検討及び実施

施策 17 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
<p>里親等委託の推進・里親等への支援の充実</p>	<p>【拡充】 家庭と同様の養育環境での養育を推進するため、里親登録者の増加、ファミリーホームの増加、児童相談所の支援、研修等による里親等委託を推進するとともに、里親やファミリーホームにおいて適切な養育が行われるよう支援を実施</p>	<p>認定及び登録里親数 192 世帯</p> <p>里親等委託児童数 106 人</p> <p>ファミリーホーム 5 か所</p> <p>里親等委託率 14.4%</p>	<p>認定及び登録里親数の拡充</p> <p>ファミリーホームの拡充</p> <p>里親等委託率の向上</p>
<p>児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進</p>	<p>【拡充】 家庭的な環境での養育を推進するため、児童養護施設及び乳児院において小規模グループケアの実施により施設の小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加による施設の地域分散化を推進</p>	<p>小規模グループケア実施施設 14 施設</p> <p>地域小規模児童養護施設 12 か所</p>	<p>小規模グループケア実施施設の拡充</p> <p>地域小規模児童養護施設の設置</p>
<p>児童養護施設等入所児童のケアの充実 [再掲] 施策 20</p>	<p>【拡充】 被虐待や障害等のさまざまな困難を抱える子どもを支援するため、児童養護施設等による入所児童へのケアを充実</p>	<p>心理療法担当職員の配置 21 施設</p> <p>小規模グループケアの実施 14 施設</p> <p>自立支援担当職員の配置 9 施設</p>	<p>心理療法担当職員の配置</p> <p>小規模グループケア実施施設の拡充</p> <p>自立支援担当職員の配置</p>

事業名	事業概要	現況	計画目標
<p>児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援</p> <p>[再掲] 施策 20</p>	<p>【拡充】</p> <p>児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り、支援を実施</p>	<p>児童養護施設等退所児童就労支援事業</p> <p>28 人 就 労</p> <p>自立支援担当職員の配置</p> <p>9 施設</p> <p>ステップハウスモデル事業の実施</p> <p>2 か所</p>	<p>児童養護施設等退所児童就労支援事業の実施</p> <p>自立支援担当職員の配置</p> <p>社会的養育ステップハウス事業の実施</p>
<p>児童養護施設等の機能強化</p>	<p>【拡充】</p> <p>児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上をはかり、支援機能の強化をはかるため、老朽化した母子生活支援施設「にじが丘荘」、障害児入所施設「あけぼの学園」、児童自立支援施設「玉野川学園」の整備等を実施するとともに、民間児童養護施設の改築を伴う機能強化に対する補助を実施</p>	<p>にじが丘荘</p> <p>設計</p> <p>あけぼの学園</p> <p>工事</p> <p>玉野川学園</p> <p>あり方検討</p>	<p>にじが丘荘</p> <p>新施設での運営開始</p> <p>あけぼの学園</p> <p>新施設での運営開始</p> <p>玉野川学園</p> <p>機能強化等の検討・対応</p> <p>民間児童養護施設</p> <p>補助 1 か所</p>

施策 18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
地域療育センター等の充実	<p>【拡充】</p> <p>発達に支援を必要とする子どもとその保護者が、年齢、発達の状況、家庭の状況等に応じて、地域で適切な発達支援を適切な時期に受けられる支援体制を整えるため、地域療育センターの量と質を拡充するとともに、地域療育センターに新たなタイプを設けて、支援体制の整備に着手</p>	<p>地域療育センター</p> <p>5 か所</p> <p>発達センターちよだ</p> <p>発達センターあつた</p>	<p>地域療育センター</p> <p>7 か所</p> <p>地域支援部門の検討・設置</p>
障害児いこいの家事業	<p>【拡充】</p> <p>発達の遅れや不安がある子どもを育てる保護者が気軽に立ち寄り、子どもの発達について相談したり、同じ悩みを抱える保護者同士が交流できるほか、親子遊びなどを通じて子どもの発達を促す場を提供</p>	<p>実施か所数</p> <p>12 か所</p>	<p>実施か所数</p> <p>16 か所</p>
発達障害児とその保護者への支援	<p>【拡充】</p> <p>発達障害児の円滑な社会生活の促進のため、発達障害児本人やその保護者に対する相談、発達障害についての情報提供及び研修、関係機関との連絡調整等を実施</p>	<p>発達障害者支援センターの運営</p> <p>▶相談件数</p> <p>1,546 人</p> <p>発達障害者支援体制整備検討委員会の実施</p> <p>ペアレントプログラムの実施・普及</p> <p>サポートリレーシートの実施</p>	<p>発達障害者支援センターの運営</p> <p>発達障害者支援体制整備検討委員会の実施</p> <p>ペアレントプログラムの実施・普及</p> <p>サポートリレーシートの実施</p> <p>発達障害者地域支援マネジャーの配置</p>

事業名	事業概要	現況	計画目標
子ども発達支援に関する体系的研修の実施	【新規】 子ども発達支援に携わる職員の知識の習得や支援スキル等の向上を目的とした体系的な研修を実施	—	研修プログラムに基づく研修の実施
医療的ケア児の支援に関する連携の推進	【新規】 人工呼吸器の装着又はたんの吸引や経管栄養など医療的ケアを必要とする障害児とその保護者が安心して地域生活を送ることができるよう、支援に関わる保健・医療・障害福祉・保育・教育等の連携を推進	—	協議の場の設置運営 コーディネーターの養成及び配置 情報発信 実態把握調査の実施

施策 20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
1 教育の支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
子どもの学習や進学に関する新たな支援 [再掲] 施策 15	【新規】 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本市の学習支援等のあり方について、大学などへの進学を希望する子どもたちへの新たな支援を含め検討	—	検討
社会体験機会の提供 [再掲] 施策 15	【新規】 ひとり親家庭の子どもを対象に職業体験会やライフプランについて講習会を実施	—	検討及び実施

2 生活の安定に資するための支援

(1) 子ども・家庭への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
<p>児童養護施設等入所児童のケアの充実</p> <p>[再掲] 施策 17</p>	<p>【拡充】 被虐待や障害等のさまざまな困難を抱える子どもを支援するため、児童養護施設等による入所児童へのケアを充実</p>	<p>心理療法担当職員 の配置 21 施設</p> <p>小規模グループ ケアの実施 14 施設</p> <p>自立支援担当職員 の配置 9 施設</p>	<p>心理療法担当職員 の配置</p> <p>小規模グループ ケア実施施設の 拡充</p> <p>自立支援担当職員 の配置</p>
<p>児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援</p> <p>[再掲] 施策 17</p>	<p>【拡充】 児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り、支援を実施</p>	<p>児童養護施設等 退所児童就労支 援事業 28 人就労</p> <p>自立支援担当職員 の配置 9 施設</p> <p>ステップハウス モデル事業の実 施 2 か所</p>	<p>児童養護施設等 退所児童就労支 援事業の実施</p> <p>自立支援担当職員 の配置</p> <p>社会的養育ステ ップハウス事業 の実施</p>

事業名	事業概要	現況	計画目標
<p>ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施</p> <p>[再掲] 施策 15</p>	<p>【拡充】</p> <p>施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭への総合的な相談支援を実施</p>	<p>母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所</p> <p>ひとり親家庭応援専門員の配置 12 区役所</p> <p>相談件数 27,120 件</p>	<p>母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所</p> <p>ひとり親家庭応援専門員を全区役所・支所に配置し、区役所窓口における相談体制の強化</p>
<p>ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業</p> <p>[再掲] 施策 15</p>	<p>【拡充】</p> <p>ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所（サードプレイス）を提供し、大人や異年齢の子どもたちとの関わりの中で自己肯定感を育む取り組みを実施</p>	<p>モデル実施 4 か所</p>	<p>モデル事業の検証を踏まえて本格実施</p>
<p>養育費・面会交流等に関するセミナー</p> <p>[再掲] 施策 15</p>	<p>【新規】</p> <p>離婚前の父母を対象に含め、養育費・面会交流の取り決めや、ひとり親家庭支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施</p>	<p>—</p>	<p>検討及び実施</p>

(2) 若者への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
ナゴヤ型若者の就労支援 若者・企業リンクサポート事業 [再掲] 施策 6、13	【新規】 就労に対し困難を有する若者に対し、就職先に合わせて若者本人のスキルを向上させる就労支援のみならず、若者本人の特性等に合った企業をマッチングすることや、就職後も職場定着がはかれるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援	— (令和元年度開始)	実施

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
母子家庭等自立支援センター事業 [再掲] 施策 15	【拡充】 ジョイナス.ナゴヤ（母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室）において、就業相談、職業紹介、技術習得等をめざすセミナーや講習会等、就業に向けた支援を実施するとともに、母子・父子福祉センターにおいて生活上の相談など電話相談や法律問題に対応する弁護士相談などを実施	就業支援講習会 ▶開催回数 60回 ▶受講者数 533人 ▶情報提供件数 6,610件 電話相談 法律相談	実施 ジョイナス.ナゴヤにおける就業相談等の対象の拡充（父子） 区役所・支所における定例出張就業相談の実施

4 経済的支援

事業名	事業概要	現況	計画目標
母子父子寡婦福祉資金の貸付 [再掲] 施策 15	【拡充】 生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付 1,703件	実施 寡夫を貸付の対象とするものの検討

(5) 子ども・子育て支援事業計画

法で定められた教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について掲載する。

ア 子ども・子育て支援法に規定された事業と本計画における事業名の対応

区分	法に規定された事業	本計画における事業名	
教育・保育事業	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業	【1】	教育・保育施設及び地域型保育事業 (保育所等待機児童対策の取り組み推進)
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	【2-1】	利用者支援事業 (基本型：エリア支援保育所事業)
		【2-2】	利用者支援事業(特定型：保育案内人の配置)
		【2-3】	利用者支援事業(母子保健型：子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター))
	時間外保育事業	【3】	時間外保育事業(延長保育事業)
	実費徴収に係る補足給付事業	【4】	実費徴収に係る補足給付事業
	多様な主体の参入促進事業	【5-1】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (新規参入施設等への巡回支援)
		【5-2】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (認定こども園特別支援教育・保育事業)
	放課後児童健全育成事業	【6】	放課後児童健全育成事業(トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業)
	子育て短期支援事業	【7】	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
	乳児家庭全戸訪問事業	【8】	乳児家庭全戸訪問事業(新生児乳児等訪問指導)
	養育支援訪問事業	【9-1】	養育支援訪問事業(養育支援ヘルパー事業)
		【9-2】	養育支援訪問事業(特定妊婦訪問支援事業)
		【9-3】	養育支援訪問事業(新生児乳児等訪問指導)
	地域子育て支援拠点事業	【10】	地域子育て支援拠点事業(子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等)
	一時預かり事業	【11-1】	幼稚園における預かり保育事業 (一時預かり事業(幼稚園型)、私立幼稚園における子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン)
		【11-2】	一時預かり事業(一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、子育て応援拠点事業)
病児保育事業	【12】	病児保育事業(病児・病後児デイケア事業)	
子育て援助活動支援事業	—	【11-2】一時預かり事業に含む	
妊婦健康診査	【13】	妊婦健康診査	

イ 事業ごとの確保方策の考え方と目標年度における量の見込みと確保方策

事業名		確保方策の考え方	令和6年度における量の見込み		計画期間における確保方策
【1】	教育・保育施設及び地域型保育事業（保育所等待機児童対策の取り組み推進）	各年度の量の見込みと同年度の供給量を比較して算出した不足量を当該年度ごとに確保する なお、区域の実情に即し、年度ごとに柔軟な対応ができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を分けずに確保する	1号認定	27,937人	(令和6年度末供給量) 35,781人
			2号認定	28,272人	(令和6年度末供給量) 30,764人
			3号認定	23,940人	(令和6年度末供給量) 24,821人
【2-1】	利用者支援事業（基本型：エリア支援保育所事業）	順次ユニット形成を進め、計画期間内に26ユニットにおいて事業を実施する	26ユニット		計画期間内に26ユニットで実施
【2-2】	利用者支援事業（特定型：保育案内人の配置）	市内全区・全支所に保育案内人を配置済みであり、対応件数の増加などの状況に応じて、配置人数の追加など体制を拡充する	22か所		(令和6年度) 22か所
【2-3】	利用者支援事業（母子保健型：子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター））	市内全保健センターにおいて引き続き実施する	16か所		(令和6年度) 16か所
【3】	時間外保育事業（延長保育事業）	教育・保育施設の供給量の確保の方策に合わせ、新設園1か所当たり20人分を確保できるよう調整につとめる	9,660人		(令和6年度) 9,660人

事業名		確保方策の考え方	令和6年度 における 量の見込み	計画期間 における 確保方策
【4】	実費徴収に係る補足給付事業	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施する	3,500人	助成を実施
【5-1】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新規参入施設等への巡回支援）	新設事業所に対し、開設年度に巡回指導を実施する	0か所 (計画期間内 累計11か所)	巡回指導を実施
【5-2】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育事業）	必要とされる方に事業を実施する	30人	職員の加配に必要な費用の補助を実施
【6】	放課後児童健全育成事業（トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業）	放課後児童健全育成事業の実施か所数を増やすことで、受け入れ可能人数を増加させるようつとめる 【トワイライトルーム】 子育て家庭のニーズ等を踏まえ、トワイライトスクールからトワイライトルームへの段階的な移行につとめる 【留守家庭児童育成会】 分割要件の緩和等、設置数増に向けた対応につとめる	4,930人	(令和6年度) 4,930人
【7】	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	必要とされる方に事業を実施する	1,290人日	(令和6年度) 1,290人日

事業名		確保方策の考え方	令和6年度における量の見込み	計画期間における確保方策
【8】	乳児家庭全戸訪問事業（新生児乳児等訪問指導）	母子保健事業等において、本事業の周知をはかり、理解を促すことにより、乳児のいるすべての家庭を対象に、保健センター保健師や訪問指導員による家庭訪問を行う 未訪問者については、3か月児健康診査時に状況を把握し、訪問実施につとめる	19,181人	保健センター保健師、訪問指導員による家庭訪問
【9-1】	養育支援訪問事業（養育支援ヘルパー事業）	他の支援サービスも含めた適切な支援について、社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等で構成する実務者会議で総合的に判断し、必要とされる方に事業を実施する	250世帯	養育支援ヘルパー（事業受託者）による家庭訪問
【9-2】	養育支援訪問事業（特定妊婦訪問支援事業）	関係機関・団体の協力を得て、訪問支援者の養成研修を行い、支援が必要な対象者への家庭訪問の実施につとめる	70世帯	助産師（事業受託者）による家庭訪問
【9-3】	養育支援訪問事業（新生児乳児等訪問指導）	母子健康手帳交付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健活動や、関係機関との連携等により、対象者を把握し、家庭訪問の実施につとめる	2,603人	保健センター保健師、訪問指導員による家庭訪問

事業名		確保方策の考え方	令和6年度 における 量の見込み	計画期間 における 確保方策
【10】	地域子育て支援 拠点事業（子育て 応援拠点事 業、地域子育て 支援拠点事業 等）	各拠点において、提供す る支援の質の向上に取り 組みつつ、ニーズに対応 する	51,080 人日	(令和6年度) 127 か所
【11-1】	幼稚園における 預かり保育事業 （一時預かり事 業（幼稚園 型）、私立幼稚 園における子育 て支援事業、幼 稚園心の教育推 進プラン）	利用を希望される方が事 業を利用できるよう調整 につとめる	487,503 人日	(令和6年度) 487,503 人日
【11-2】	一時預かり事業 （一時預かり事 業、のびのび子 育てサポート事 業、子育て応援 拠点事業）	子育て応援拠点で実施し ている「一時預かり」及 び保育所で実施している 「一時保育事業」の拡 充、「のびのび子育てサ ポート事業」の提供会員 が活動できる機会を増や すなど、預かり活動件数 の増加につとめる	113,561 人日	(令和6年度) 113,561 人日
【12】	病児保育事業 （病児・病後児 デイケア事業）	利用の現状や利用希望の 実情などを踏まえ、開設 等の調整につとめる	92,173 人日	計画期間内に 92,173 人日 を確保

事業名		確保方策の考え方	令和6年度における量の見込み	計画期間における確保方策
【13】	妊婦健康診査	<p>市内に住所を有する全妊婦について、医療機関等で健康診査を受診できるよう周知・広報につとめる</p> <p>産婦人科など関係機関とのネットワークを活かし、制度の周知をはかるとともに、母子健康手帳の交付時などに、妊婦健康診査の必要性について啓発を行う</p>	268,534回	<p>妊娠初期～妊娠23週 4週間に1回</p> <p>妊娠24週～35週 2週間に1回</p> <p>妊娠36週～分娩 1週間に1回</p>

4 今後のスケジュール

令和元年12月9日～令和2年1月8日	パブリックコメントの実施
令和2年2月	次世代育成支援対策等推進会議 なごや子ども・子育て支援協議会
令和2年3月	計画策定・公表

